

住民協働の進め方

1 住民協働の領域

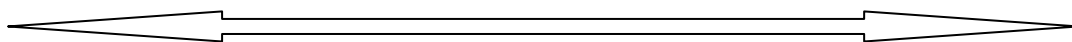
町民と行政とのかかわり方は、下の表のように町民の考えと責任で独自に行うものから、行政の決定と責任で行うものまで、6つの領域が考えられます。

このうち、町民と行政との協働で進める領域は、～の4つを基本と考えます。


取組領域	具体例	行政の関与形態
①専ら民間の自己責任の活動領域	宗教・特定の価値観の普及等	不介入
②主に民間の自主的活動領域	問題発見、提案、新規サービス開発等	補助／融資等の支援
③民間・行政混在領域	各種公共サービスの実施等	実施／委託／補助／競合
④公共財産・公共サービスの提供領域	道路・河川管理、(郵便)等	実施／委託／補助／競合
⑤基本的人権の保障領域	福祉、義務教育、安全保障等	実施／委託／補助／競合
⑥行政権の行使・活動領域	許認可、課税、刑の執行・身柄拘束等	独占実施

〈民間の領域〉

〈行政の領域〉



①専ら民間の自己責任の活動領域	②主に民間の自主的活動領域	③民間・行政混在領域	④公共財産・公共サービスの提供領域	⑤基本的人権の保障領域	⑥行政権の行使・活動領域
-----------------	---------------	------------	-------------------	-------------	--------------

 …行政のかかわり度合い

2 住民協働事業に結び付く市民活動分野

町民と行政との協働事業に結び付く市民活動の分野は、次に掲げるとおりです。これは「特定非営利活動促進法」のいわゆるNPO法人の活動分野と同様です。

なお、活動分野ごとの事業の例示を巻末資料1に掲載しましたので、参照してください。

- ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- イ 社会教育の推進を図る活動
- ウ まちづくりの推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子供の健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

3 住民協働の進め方

(1) 情報の共有、ニーズの把握、意見交換

市民活動団体等と行政とが互いの実施事業や保有情報等を共有するとともに、ニーズの把握に努め、協働事業の可能性について意見交換を行います。

(2) 共通課題の発見・確認、解決方法の検討

情報の共有、ニーズの把握、意見交換を行って、新たな課題が発見された場合は、公共サービスの提供の必要性について検討します。

また、既存事業についても見直しを行い、よりきめ細かく効率的な公共サービスの在り方等について検討します。

(3) 協働事業の合意

市民活動団体等と行政とが連携・協力することにより、公共サービスの質や量をさらに充実させることができる場合は、協働事業の実施を決定します。一般的には、次のような場合に協働事業の実施が有効です。

ア 協働の決定

(ア) 専門性が求められる事業

行政の能力に加え、市民活動団体等が持つ専門的知識、人材のネットワークが活用できます。

(イ) 先駆的な事業

市民活動団体等が持つ先駆的・先進的な取組は、地域課題の解決に役立ちます。

(ウ) 地域実情に合わせるが必要な事業

地域の実情を把握し、地域課題の解決を図るには地域に根ざした市民活動団体等の活動が有効に機能します。

(エ) 柔軟な対応が必要な事業

サービス対象者の個別ニーズに応じた柔軟な対応が可能となります。

(オ) 多くの町民が参加することが必要な事業

行政からの呼び掛けに加え、市民活動団体等が持つ広範な人材のネットワークが活用できます。

(カ) 町民の主体的な活動を活性化させる事業

市民活動団体等が積極的に事業を実施することにより、高い当事者意識が発揮され、町民の主体的な活動の活性化が期待できます。

(キ) 費用対効果上有効な事業

市民活動団体等と行政のどちらか一方が単独で実施するよりも、協働で行った方が効率性・効果性が高い事業を実施します。

イ 協働の形態の決定

協働には様々な形態がありますが、事業の目的や内容などにより効果的な形態を選択します。

ウ 相手方の決定

市民活動団体等と行政とが協働で事業を実施する場合、次に掲げる項目に留意した上で、協働の相手方を公平・公正に決定することが重要となります。

(ア) 事業目的の共有

市民活動団体等と行政とは、協働事業の目的を共有できるかを見極める必要があり、その事業目的を達成するためには相互に協力する意思を持つことが重要です。

(イ) 事業遂行能力の確認

市民活動団体等は、規模や組織力、運営状況、活動内容、実績などが様々です。市民活動団体等の専門性、事務処理能力、人員体制、財政状況等から事業の遂行能力を判断することが必要です。

(ウ) 活動内容の把握

特定非営利活動促進法に基づく閲覧制度と合わせて、市民活動団体等からの情報提供により活動目的の的確性等を判断する必要があります。

エ 公平性の確保と情報公開

市民活動団体等と行政とが対等な協働関係を築いていくには、依存関係や既得権化を避け、公平性を確保する必要があります、

また、協働事業の決定に至った経過や協働事業の内容を公開するなど情報公開に努め、協働相手の決定がより開かれたものになるようにすることが重要です。

(4) 協働事業の実施

協働事業の実施に際しては前述のように目的の共有が重要です。その上で、市民活動団体等と行政との役割を明確にし、相互の協力体制を構築することが重要です。

(5) 協働事業の評価

協働事業についてその効果性・効率性を市民活動団体等と行政とが互いに事業評価を行い、今後の協働事業に役立てていく必要があります。

また、評価の結果を公開し、町民の声を反映していくことが重要です。

(評価項目)

ア 協働事業の評価

設定目標の妥当性、事業の達成度、手法の妥当性

イ 協働形態の評価

協働形態の妥当性

ウ 市民活動団体等の特性の発揮度

エ 協働相手の評価

相手の選定過程、選定相手の妥当性

オ 協働体制の評価

対等な協働関係の構築など、協働事業の実施過程での成功度、問題点など

(6) フィードバック

評価の結果は、町民の満足度を指標としたものです。市民活動団体等と行政の双方が評価の結果を真摯に受け止め、今後の計画に反映させていくことが大切です。

ア 協働事業の継続の適否

イ 協働事業の内容の見直し

ウ 協働の相手方を見直し

4 行政マネジメントサイクルの各段階における住民協働の在り方

(1) 課題の発見段階における住民協働（See:課題やニーズの発見段階）

地域と行政に内在する課題を発見するために、町民参加の会議や懇談会などを通して、課題の発見を行い、整理していく必要があります。

(2) 政策の形成段階における住民協働（Plan:計画段階）

課題解決のために、どのようなサービスを行うかという政策の決定に当たり、町民が実質的に参画できる機会を保障するための仕組みを整備・充実する必要があります。

(3) 施策の実施段階における住民協働（Do:実施段階）

施策の実施段階における協働は、単なる行政から市民活動団体等へ業務を委託するということではなく、町民との協働の意義を意識しながら推進していく必要があります。

(4) 施策の評価・見直し段階における住民協働（Check:評価段階）

行政サービスの目的に照らし、限られた財源で最大の効果を上げるためには、絶えず施策の見直しが必要であり、そのために施策を適切に検証し、改善点を発見し、次年度以降に反映していくための仕組みづくりが必要です。

また、施策の実施結果を町民に公開し、それに対する町民からの意見を募り、見直しを図っていく必要があります。

See（発見） - Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価）



5 住民協働の形態

住民協働を進めるに当たり、事業目的を達成するために最も効果的な協働の形態を選ぶことが必要になります。

(1) 情報の共有

市民活動団体等と行政とがそれぞれ所有する情報を共有することが重要です。

次に掲げる(2)から(7)までの前提になるもので、その意味で協働はここから始まるといってもよいものです。

(2) 企画段階からの参画、政策提案

市民活動団体等と行政とが事業を実施するに当たって、企画立案段階から目的や情報を共有し、意見や提言を取り入れる方法です。

それぞれの特性やノウハウを生かし、ニーズにあった事業を推進することができます。

(3) 共催

市民活動団体等と行政とが共に事業主体となり、互いの得意分野を生かした役割分担をしながら事業を実施します。

双方が実施主体となることから役割分担に応じた責任を負います。

(4) 後援

市民活動団体等が公共性の高い事業を実施する際、社会的な認識や信用が高まることを期待し、行政が後援という形式で名前を連ねる形式です。

市民活動団体等は自らに実施責任がありますので、責任を持って事業を遂行しなければなりません。

(5) 実行委員会

イベントやプロジェクトを実施する際に、市民活動団体等や行政など、そ

の事業実施の責任を担う人々が集まり組織されるもので、成果もまた構成するそれぞれの主体が共有することになります。

(6) 補助金

市民活動団体等が自主的に実施する事業で公共性が高く、補助をすることで事業がさらに充実し、成果の広がり期待できる場合などに実施します。事業の実施主体は団体であり、実施責任や成果の帰属は団体になります。

実施する際には、市民活動団体等が補助金だけに依存し、自立性を失うことがないように立上げ期間のみに限定した補助や段階的に補助額を減額していくなどの工夫が必要になります。

(7) 委託

行政が実施すべき分野の事業を行政にはない優れた特性を持つ市民活動団体等と契約を締結して、事業を委ねる協働の形態です。

契約を結ぶことで市民活動団体等には契約書や仕様書に定められた内容を履行する義務が生じます。

しかし、実施主体はあくまで行政であり、事業についての最終的な責任と成果は行政に帰属します。

6 住民協働の基本原則

より効率的で効果的な公共サービスを提供するためには、市民活動団体等と行政とが互いの特性を理解しあい、良好な協働関係を築くことが大切です。そのため、住民協働を進める際には次に掲げるような原則を踏まえることが重要です。

(1) 目的及び課題の共有

市民活動団体等と行政とは、何のために協働するのかという目的と解決すべき課題を共有し、合意形成を行う必要があります。

(2) 相互理解と相乗効果

市民活動団体等と行政とが互いの特性を十分認識・尊重しながら協働を進める中で、信頼関係を築き上げ、両者が単独で事業を進める以上の効果(相乗効果)を生み出すよう努めることが必要です。

(3) 対等性

市民活動団体等と行政とが協働して課題を解決する際、特に市民活動団体等がその特性を発揮するためには、双方が対等な関係を意識しあい、連携することが必要です。

(4) 自主性の尊重と自立化の促進

自治意識の向上を促すために市民活動団体等の自主性・主体性を尊重することが重要です。

また、市民活動団体等がその特性を発揮しながら、自立化できる方向で協働を進め、依存や癒着関係に陥らないようにすることが重要です。

(5) 公開・機会平等

特定の市民活動団体等と行政とが協働関係を結ぶ際は、外部からの透明性を確保するために、協働相手の選出過程、基準などの基本的事項が

情報公開されている必要があります。

また、協働を希望する市民活動団体等には平等に協働の機会が開かれている必要があります。

(6) 補完性

従来、行政が行ってきたサービスでも市民活動団体等が行政に代わって担うことのできるサービスは積極的に委ねていくことが重要です。

(7) 期限の明確化

市民活動団体等と行政とが協働する場合、目的が達成又は事業が終了したときは協働関係を解消することを明確に決めておくことが重要であり、協働関係の既得権化などを防ぐことが必要です。

(8) 個人情報の保護

市民活動団体等と行政とが協働関係を結ぶ際は、市民活動団体等が業務遂行上知り得た個人情報等の秘密を守る旨、業務委託契約書や協定書等の条項に盛り込むことが必要です。